**児童相談所運営指針（P73～78）**

学習ノート：編集

**第４章 援助　　第３節 養子縁組**

**１．養子縁組の意義**

**２．調査、認定等**

**３．あっせん手続**

**４．養子縁組成立後の支援**

**５．離縁の訴**

**６．都道府県等間の連絡**

**７．家庭裁判所との連携**

**８．民間あっせん機関による養子縁組のあっせん**

**９．その他**

**第４章　援助**

**第３節 養子縁組**

**１．養子縁組の意義**

(1) 児童福祉における養子縁組の意義は、保護者のない子ども又は家庭に恵まれない子どもに温かい家庭を与え、かつ、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものである。

(2) 平成28 年児童福祉法等改正法においては、第３条の２において、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、（中略）必要な措置を講じなければならない。」と規定していることを十分に踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境を提供する特別養子縁組を含む養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託を優先して取り組んでいかなければならない。

また、同法第11 条第１項第２号トに、都道府県の業務として、養子縁組により養子とる児童等への支援を行うことが規定されている。児童相談所は、要保護児童対策の一環として、保護に欠ける子どもの養育について法的安定性を与える観点から、恒久的な養育環境を必要とする子どもについては、当該子どもが適合する養親を見出し、養子縁組を結べるよう積極的に取り組む必要がある。

(3) さらに、平成28 年12 月に成立した民間養子縁組あっせん法では、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図るとともに、民間あっせん機関及び児童相談所が相互に連携及び協力することについて規定されている。このため、児童相談所は、同法第４条の規定に基づき、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについても、子どもの最善の利益に資する観点から、民間あっせん機関と連携を図りつつ協力することが必要である。

(4) 養子縁組については、民法第792 条以下において規定する養子縁組（以下「普通養子縁組」という。）と同法817 条の２以下において規定する特別養子縁組の２種類がある。

**２．調査、認定等**

(1) 自己の養子とする子どものあっせんを希望する者（以下「養子縁組希望者」という。）、自己の子を他の者の養子とすることを希望する者等からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し調査、認定等を行う。この場合には、原則として里親の場合に準ずる。

(2) 調査等を行った後、援助方針会議で検討し、養子縁組のあっせんを行うことが適格と判断される者がある場合には、養子縁組のあっせんに関し必要な援助を行う。

(3) 里親が委託されている子どもと養子縁組を希望する場合には、事情を十分調査した後、援助方針会議で検討し、適当と判断される場合には必要な援助を行う。

**３．あっせん手続**

子どもの最善の利益を確保する観点から、養子縁組を子どもに提供する前に、子どもが実親によって育てられる可能性について十分に検討し、実親が養育することは困難であるといった要保護性について確認した上であっせんを行うことが大切である。なお、児童相談所は、民間養子縁組あっせん法の規制を直接受けるものではないが、養子縁組のあっせんを行うに際しては、同法の規定の趣旨に則り、９(2)①から⑥までの通知等を準用すること。

(1) 養子縁組のあっせんを行う場合には、できる限り子どもや保護者等から養子縁組についての同意を得ておくことが適当である。また、特別養子縁組のあっせんを行う場合には、各段階（養子縁組希望者の選定、養子縁組希望者と子どもの面会、縁組成立前の養育）において、保護者の同意を得ることが適当である。

(2) 養子縁組のあっせんを行うことが適当と判断される場合には、養子縁組希望者に子どもを少なくとも６か月以上里親として養育することを勧めることが適当である。

(3) 里親委託の要件に該当しない等の事情により里親委託を行わない場合には、養子縁組希望者に対し法第30 条第１項に規定する同居児童の届出を行うよう指導し、法第27 条第１項第２号に基づく児童福祉司指導を行う等、里親の場合と同等の指導体制をとる。

(4) 子どもが15 歳未満で法定代理人がいない場合は、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対し未成年後見人選任の手続をとる。なお、施設に在籍する親権を行う者のない子どもの普通養子縁組の場合には、施設長が都道府県知事等の許可を受けて親権代行者としてその縁組を承諾する。（法第33 条の８、法第47 条、民法第840 条）

(5) ６か月以上の期間の養育状況を調査し、援助方針会議で検討し、養子縁組を行うことが適当と判断される場合には、養子縁組希望者に対し、家庭裁判所に申立て等を行うよう助言する。なお、特別養子縁組の場合は、これにより実方の父母等との親族関係が終了すること、離縁が厳しく制限されていること等その特徴について養子縁組希望者に対して丁寧に説明するとともに、その特徴に十分配慮して対応する。

(6) 家庭裁判所への申立てが行われた際には、保護者に対し、家庭裁判所へ申立ての手続が開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

**４．養子縁組成立後の支援**

(1) 平成28 年児童福祉法等改正法により、法第11 条第１項第２号トに、都道府県等の業務として、養子縁組により養子となった児童、その養親となった者等への支援が規定されている。児童相談所は、養子縁組の成立後においても、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。

(2) 特に、養子縁組の場合、「育ての親」であるという「事実」を子どもにいつ、どのように伝えるかが大きな悩みとなる場合が多い。子どもにとって、自分の出自を知ることは大切な権利であり、養親自らが自分の言葉で愛情を持って子どもに伝えることが非常に重要である。

(3)児童相談所は、この「真実告知」の重要性とともに、伝えるのに望ましい時期や具体的な方法について助言を受け、あるいは告知を経験した先輩の体験談を聞くことが出来る場を紹介するなど、必要な支援を行う。

(4) 思春期には、実の親子と同様に、それまでの親子関係の変化や反抗、非行など行動上の問題も起こり得るが、このような時期こそ、これまでの養育を振り返る良い機会でもあると捉え、子どもや養親が必要な支援を求め、受けられるよう、支援体制を整えておくことが必要である。

**５．離縁の訴**

子どもが15 歳未満であって、普通養子縁組の結果が子どものため適当でないことを発見し養親が協議上の離縁をしない場合は、家庭裁判所により離縁後に子の未成年後見人となるべく選任された児童相談所長は、離縁の訴を提起することができる。

なお、特別養子縁組については、児童相談所長は離縁の訴を提起することはできないが、養親による虐待、悪意の遺棄その他子の利益を著しく害する事由があるときは、一時保護等の必要な措置を講ずる。

**６．都道府県等間の連絡**

２つの都道府県等にまたがる養子縁組のあっせんについては、各都道府県等は相互に緊密な連絡をとり必要な協力を行う。この場合においては、里親に関する都道府県等間の連絡の場合に準ずる。

**７．家庭裁判所との連携**

(1) 養子縁組について家庭裁判所から調査等を嘱託された場合においては、児童福祉の観点から必要な協力を行う。特に、特別養子縁組に関して、家事事件手続法（平成23年法律第52 号）第62 条に基づき調査委嘱が行われた場合には、十分な配慮が必要である。

(2) 児童相談所があっせんした養子縁組又は里親に委託した子どもが養子縁組を行う場合には、当該養子縁組をあっせんした児童相談所又は里親委託を行った児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行う。

(3) (2)以外の場合については、子どもの居住地を管轄する児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行う。

**８．民間あっせん機関による養子縁組のあっせん**

(1) 民間養子縁組あっせん法第４条の規定の趣旨を踏まえ、民間あっせん機関について、その果たす役割の大きさを認識し、日頃から養子縁組の在り方に関し意見交換を行うとともに、養子縁組関係業務に関する役割分担の可能性等、積極的な連携を検討するよう努める。

(2) 民間養子縁組あっせん法第３条第２項に規定されている日本国内における養子縁組の優先に関し、民間あっせん機関から連携協力を求められた場合は、管内において養親希望者を探すなど、日本国内における養子縁組の可能性の模索に協力する。

(3) 養親希望者に対する研修に関し、民間あっせん機関から要請があった場合には、研修に関するノウハウの提供（研修カリキュラムやテキスト、実習先の紹介等）等の協力を講ずるよう努める。

(4) 民間養子縁組あっせん法第26 条に規定されている養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者の要件に関し、民間あっせん機関から「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」（平成30 年３月９日付け子家発0309 第１号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく照会を受けた場合は、個人情報保護条例等における第三者提供に関する規定の下、養親希望者に係る児童虐待に関する情報等、必要な情報の提供を行う。

(5) 養子縁組のあっせんの申込み又は同意に関し葛藤している実親から相談を受ける等により、児童相談所が子どもや家庭の状況を確認した結果、養子縁組のあっせんに係る子どもの保護が必要であると判断した場合には、一時保護により子どもの安全を確保する。その上で、実親が民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを希望し、かつ、当該民間あっせん機関があっせんする予定の養親希望者が子どもを適切に養育できることが児童相談所において確認できた場合には、一時保護を解除するとともに、民間あっせん機関と連携して、養子縁組に向けた実親への支援を行うこと。

(6) 法第30 条第１項に規定する同居児童の届出又は民間養子縁組あっせん法第32 条第３項の規定による報告により、民間あっせん機関が養子縁組のあっせんをした子ども等を把握した場合には、関係機関と連携し、家庭訪問により子どもの状況を確認するとともに、市町村の子育て支援行政や母子保健行政と連携して支援体制を構築するなど、必要に応じて支援を行う。

(7) 実親の失踪や縁組成立前養育の中止等に伴い、民間あっせん機関から法第25 条第１項の規定による通告を受けた場合には、第３章第２節５のとおり管轄を決定した上で、子どもの状況を確認するとともに、子どもの安全を確保するために必要な措置を講ずる。

(8) 民間あっせん機関から、遠隔地の養親等に対する養子縁組成立後の支援体制に関し、協力を求められた場合には、関係機関と連携を図りながら、４と同等の支援が行えるよう必要な援助を行う。

(9) 養子縁組あっせん事業を廃止しようとする民間あっせん機関から、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29 年厚生労働省令第125 号）第６条第１項の報告を受けた都道府県等は、当該民間あっせん機関が行っている養子縁組のあっせんの状況に加え、事業廃止後の子どもの安全確保や支援の体制について、実親の居住地を管轄する児童相談所又は養親希望者の居住地を管轄する児童相談所との調整状況等の確認を行う。また、第３章第２節５のとおり管轄を決定した上で、必要に応じて、子どもの保護や関係者への支援等の措置を講ずる。

(10) 民間養子縁組あっせん法第19 条第１項の規定に基づき、養子縁組あっせん事業を廃止しようとする民間あっせん機関が他の民間あっせん機関に帳簿を引き継ぐ場合、引継ぎ先の民間あっせん機関に帳簿が適切に引き継がれたことの確認を行う。

**９．その他**

(1) 国際養子縁組については、児童の権利に関する条約（平成６年条約第２号）第21 条（ｂ）の規定により、子どもは、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合に限り、これに代わる子どもの監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められるものである。

(2) 養子縁組については、本指針に定めるほか次の通知等による。

① 民間養子縁組あっせん法

② 平成29 年政令第290 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令」

③ 平成29 年厚生労働省令第125 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則」

④ 平成29 年厚生労働大臣告示第341 号「民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針」

⑤ 平成29 年厚生労働大臣告示第342 号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の厚生労働大臣が定める基準」

⑥ 平成29 年11 月27 日付け子発1127 第４号「間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（通知）」

⑦ 平成30 年３月９日付け子家発0309 第１号「養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について」

⑧ 昭和62 年11 月18 日付け児育第27 号「特別養子制度における家庭裁判所との協力について」

⑨ 昭和23 年厚生省令第11 号「児童福祉法施行規則」

⑩ 平成14 年厚生労働省令第116 号「里親が行う養育に関する最低基準」

⑪ 平成14 年９月５日付け雇児発第0905002 号「里親制度の運営について」

⑫ 平成14 年９月５日付け雇児発第0905004 号「養子制度等の運用について」

⑬ 平成29 年３月31 日付け雇児発0331 第44 号「里親支援事業の実施について」

⑭ 平成14 年９月５日付け雇児発第0905006 号「里親の一時的な休息のための援助の実施について」